

洗濯事業に関連する労働安全衛生法・規則について(遠心機械)

エレクトロラックス・プロフェッショナル製品の洗濯脱水設備機器で労働安全衛生法・規則に該当する機械がございます。従って、下記の事項が使用者に義務づけられていますので、必ず遵守して頂きますようお願いいたします。

遠心機械に関する確認事項内容（対象機種；ドライクリーニング機、水洗機）

1. 内容物を取り出す場合の運転停止（労働安全衛生規則第三百三十九条）
機械の運転を停止してから内容物を取り出すこと。
2. 最高使用回転数をこえる使用の禁止（労働安全衛生規則第四百十条）
機械の最高使用回転数をこえて使用しないこと。
3. 定期自主検査（労働安全衛生規則第四百十一条）
一年以内ごとに一回、以下の自主検査を行ない、三年間記録を保存すること。

1) 点検すべき事項

- (1) 回転体の異常の有無
- (2) 主軸の軸受部の異常の有無
- (3) ブレーキの異常の有無
- (4) 外枠の異常の有無
- (5) 前各号に掲げる部分のボルトの緩みの有無

2) 記録すべき事項

- (1) 検査年月日
- (2) 検査方法
- (3) 検査箇所
- (4) 検査の結果
- (5) 検査を実施した者の氏名
- (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じた時は、その内容

3) 補修等

点検を行ない、異常を認めた場合、直ちに補修その他の必要な措置を講じること。